

日本型「短期高等教育」の展開と蹉跌
—公立短期大学の消長・変遷過程を中心に—
History of Public Junior Colleges in Japan

木田竜太郎
(Ryotaro Kida)

「有明教育芸術短期大学紀要」第11巻抜刷

令和2年3月20日

(本文自13頁 至24頁)

日本型「短期高等教育」の展開と蹉跌 —公立短期大学の消長・変遷過程を中心に—

History of Public Junior Colleges in Japan

木田竜太郎
(Ryotaro Kida)

要旨：

本稿は、筆者が近年の課題とする「短期大学制度の歴史的展開過程に関する理論的・実証的研究」の一環として、戦後日本における“Community College”の展開例といえる「公立短期大学（Public Junior College）」の消長・変遷過程を確認することにより、日本型「短期高等教育（Short-cycle Higher Education）」の特質と性格の一端を明らかにすることを目的とするものである。公立短期大学は、初発の段階において「女子教育機関」と「職業教育機関」の双方の顔をもち、地域と時代の要請に応じ、次第に「パラ・メディカル養成機関」としての性格を強めていった。しかしその役割も、医療系短期大学が軒並み四年制大学への“昇格”を果たした現在、弱々しいものとなりつつある。公立短期大学の特徴は、①初期は私立短期大学と同じく存立基盤の脆弱さを背景とする「女子教育機関」の色彩が濃く、②中期より国立短期大学と同様「パラ・メディカル養成機関」としての役割が強められた、③地域の事情に即した中堅職業人の養成機関、といった点にある。

キーワード：短期高等教育、公立短期大学、女子教育機関、職業教育機関、パラ・メディカル養成機関

1. 日本高等教育の構造変動と短期高等教育

本稿は、戦後高等教育の量的拡大に大きく寄与しながらも、従来、主要な研究対象とされてこなかった「短期大学」の歴史的・制度的展開過程を分析することにより、日本における短期高等教育の特質と性格ならびに今後の方向性を模索しようとする試みの一環である。さらには今日の競争的「大学改革の時代」を招いた直接的な要因の一つと思われる、日本における高等教育大衆化の構造の一端を明らかにしようとする企図を含んでいる。

日本の短期大学は、国際的には「短期高等教育（Short-cycle Higher Education）」あるいは「非大学セクター（Non-University Institutions）」に分類される「中等後教育（Post-secondary Education）」および「継続教育（Continuing Education）」相当機関として位置づけられるが、制度史的には、戦後教育改革の過程において、新制（四年制）大学への「昇格」が見送られた旧制専門学校群を「救済」するための暫定的な措置として発足した。その際の理論的指導者として大きな役割を果たしたのが、元米国ジュニア・カレッジ協会事務局長であり、当時GHQ民間情報教育局（CI&E）高等教育顧問の地位にあったW.C.イールスである。

イールスの主張は、当時の米国で推進された「ジュニア・カレッジ運動（完成教育として

のジュニア・カレッジの位置づけを目指すもの)」の基本原理を踏まえたものであったが、日米の他の政策当局者らは、ジュニア・カレッジの制度的移入に軒並み反対であり、その後の展開においても「大学としての地位を確保するため」の「代替案」として受け止められたことが、今日までの短期大学の方向性をほぼ決定づけた。いうなれば、戦後日本の短期高等教育は、初発の段階からそのような蹉跌をきたしていたわけである¹⁾。現在、米国における短期高等教育機関は、主としてミル・タックス（目的明示の住民資産税）によって設置された「コミュニティ・カレッジ(Community College)」と、それ以外の「ジュニア・カレッジ(Junior College)」とに大別され、今日では前者が制度的主流を占めている。

コミュニティ・カレッジが本格的な制度的展開を見せ始めるのは、1960年代以降のことであり、その契機としては、当時の公民権運動やベトナム帰還兵の社会復帰への課題などが挙げられる。すなわちコミュニティ・カレッジとは、「パブリック・ジュニア・カレッジ」であり、アメリカの伝統的な「大学」である「プライベート・シニア・カレッジ」とは対照的な存在といえる。阿部美哉は、コミュニティ・カレッジについて、「教育機会へのユニバーサル・アクセスの達成というアメリカ民主主義のパブリック・ポリシーの一つの到達点として理解することが重要」との見解を示している²⁾。

筆者はこれまで、短期大学の機関研究を媒介とした日本高等教育の制度史的再検討を試みてきた。その前段階として、短期大学に関わる先行研究の検討³⁾、国立・私立の短期大学の歴史的展開に関する分析などを行ってきた⁴⁾。そこで今回は、日本における“Public Junior College”すなわち「公立短期大学」の消長・変遷過程を確認することによって、日本型短期高等教育の特質と性格の一端を明らかにし、併せて短期大学の現状と課題について一つの視点を提供することを目的としたい。

これまで「公立大学」については、内田・佐野編(1983)⁵⁾、村田編(1994)⁶⁾などの先行研究があり、近年は高橋(2009)⁷⁾、吉川(2010)⁸⁾などによる研究成果も示されている。また、全国公立短期大学協会(以下、「公短協」と略す)は、1973年に『二十年誌』を刊行して以降、ほぼ10年ごとに協会としての年誌を編纂してきており⁹⁾、国立とも私立とも異なる「公立」の短期大学としての独自性を模索しようとする姿勢を示している。

公短協は公立短期大学を、「学費が安価で少人数教育の魅力もあり、地方の中小都市に立地するものが多かったから人気が高く、地域の優秀な学生を集めることができた」と自己評価する一方、「研究が第一であり、教育・実務教育は二次的なものであるとするミニ国立大学の発想が根強く」残る「教員の意識」を課題として取り上げ、「地域の必要性から、住民の税金によって誕生したものであるならば、構成員は地域への貢献に協力するのは当然の責務である」と、その方向性を述べている¹⁰⁾。また、小山静子は、「短期大学は二つの顔をもっており、それぞれそれは、男子の職業教育と女子の教養教育や教員養成というように、はっきり区分されて」いたものとし、「政府が進めようとしていた短期大学の職業教育機関化」に対応する国立短期大学、その政策意図に対して「女子教育機関としての存在意義を強調する」ようになった私立短期大学、という歴史的構図を示している¹¹⁾。

では、公立短期大学とは、どのような特質と性格をもつ機関なのか。公短協が述べるように地方自治体はその「必要性」から設置したものである以上、「地域教育機関」としての使命を第一義とすることは自明のことであろうが、その「在り方」については、地域特性や自治体の規模、その時々政策課題などによって、極めて多様なものがあろうこともまた自明

である。そこで本稿においては、公立短期大学の多様性を整理・分析するための手段として、当該諸機関の概要ならびに開設・閉鎖の状況に即し、以下のような類型化および時期区分を試み、その特質を把握し、その性格を考察することとしたい。

まず、各機関の開設に関わり、(Ⅰ) 都道府県立、(Ⅱ) 市立、(Ⅲ) その他、以上三つの設置者別区分を設ける。その際、日本における短期高等教育の特徴を把握する際の重要ファクターである「共学校」「女子校」の区分についても併せて集計する。

次に、各機関の開設学科を分野別に、(a) 人文、(b) 社会、(c) 教養、(d) 工学、(e) 農学、(f) 保健、(g) 家政、(h) 教育、(i) 芸術、(j) その他、以上10種に整理し¹²⁾、さらに(A) 女子学生の伝統的進学先と目され、私立短期大学に多く見られる {a}(g)(h) の1～3種の組み合わせによって構成される「私立女子校タイプ」、(B) 高等職業教育(または中堅職業人=Semi Professionalの養成)機関の要素が強く、初期の国立短期大学に多く見られる {b}(d)(e) の1～3種の組み合わせによって構成される「国立実業系タイプ」、(C) 医療技術者養成に特化し、後期の国立短期大学に多く見られる {f} の1種によって構成される「国立医療系タイプ」、(D) {A}(B)(C) のうち、二つ以上の組み合わせによって構成される「総合校タイプ」、(E) {A}～(D) 以外の「その他」、以上五つのタイプ別区分を設定する。

最後に、各機関の閉鎖に関して、(i) 同一設置者による四年制大学内部への吸収(主として「学部」への改組・転換)、(ii) 当該短期大学を母体とした四年制大学への移行、(iii) その他、以上三つの解消パターンを捉える。

筆者はこれまで、①国立四年制大学に併設された短期課程の「夜学」、②同六年制医学部に併設された「パラ・メディカル養成機関」、③ある事情に特化した短期課程の高等職業教育機関、以上三つに集約される「職業教育機関」としての国立短期大学の特徴と、④性別役割分業観に則った女子特性教育の主張、⑤完成教育機関としての発展志向の弱さ、⑥高等教育機関としての権威志向の強さ、以上三つに集約される「女子教育機関」としての私立短期大学の特徴を明らかにしている。国立・私立の短期大学に顕著であったこれらの傾向が、公立短期大学においてどのように現れるのか。その比較と検証の作業を通じて公立短期大学の特徴を明らかにし、併せて国・公・私立短期大学の設置者別「役割分担機能」の実際について検討することが上記類型化の趣意である。

基本的な根拠資料としては、文部省(文部科学省)『全国短期大学・高等専門学校一覧』各年度版を用い、適宜、『全国大学一覧』『全国学校総覧』および関係諸機関の年誌・沿革史・公式Webなどで裏づけを取るものとする。なお、戦後大学史に関しては、戦前における帝国大学令・専門学校令・大学令といった明確な契機が存在せず、その後の政策的評価についても現在進行形の部分があるため定まり難く、従ってその通史的理解も多様なものが存在するが、本稿では、戦後日本の高等教育がほぼ15年の周期で転機を迎えてきたとする「戦後大学史15年サイクル説」¹³⁾を採用し、以下のような時期区分を基に、日本における“Public Junior College”の特質と性格の把握に努めることとする。

- | | |
|--------------|------------------------------|
| ① 1945～1960年 | (戦後改革・短期大学制度化から大学設置基準運用緩和まで) |
| ② 1961～1975年 | (大学大量認可措置路線の開始から高等教育計画の登場まで) |
| ③ 1976～1990年 | (高等教育計画の開始から大学設置基準大綱化まで) |
| ④ 1991～ | (大学設置基準大綱化から現在まで) |

2. 公立短期大学の史的展開過程—戦後70年余の消長と変遷

【表1】は、制度化初年の1950年から現時点までに開設・閉鎖された、全公立短期大学の一覧である。平成29年度版『全国短期大学一覧』の集計によれば、これまで開設された公立短期大学は計94校、うち、廃止認可を受けて閉鎖されたもの77校、既に学生募集を停止して事実上の閉鎖準備に入ったもの2校となっている。

【表1】公立短期大学の開設・閉鎖状況（1950年～現在）

開設	(I) 都道府県立	32 (9)	13 (3)	9 (1)	14 (1)	68 (14)
	(II) 市立	17 (7)	2 (1)	2 (1)	4	25 (9)
	(III) その他	0	0	1 (1)	0	1 (1)
	小計	49 (16)	15 (4)	12 (3)	18 (1)	94 (24)
時期		①1950年～	②1961年～	③1976年～	④1991年～	総計
閉鎖	(i) 四大吸収	4	1	2	19	26
	(ii) 四大移行	2	5	2	31	40
	(iii) その他	4	2	1	6	13
	小計	10	8	5	56	79

※表中の（ ）は「女子校」を指し、内数である。

(1) 1945～1960年—戦後教育改革と公立短期大学

まず、時期区分①の期間、とりわけ制度化初年の1950年から60年にかけて開設または閉鎖された公立短期大学について検討する。なお、この間の高等教育政策上のトピックとしては、大学設置基準の省令化（1956年）、特に短期高等教育に関わるものとしては、専科大学法案の国会提出（1958年）などが挙げられる。【表1】の通り、この間に開設された公立短期大学は49校、閉鎖は10校である。さらに【表1】の開設パターンを、(A)「私立女子校タイプ」、(B)「国立実業系タイプ」、(C)「国立医療系タイプ」、(D)「総合校タイプ」、(E)「その他」、以上前述の学科分野別に区分したものが【表2】である。

【表2】公立短期大学の開設パターン（1950年～1960年）

	(A) 私立女子校タイプ	(B) 国立実業系タイプ	(C) 国立医療系タイプ	(D) 総合校タイプ	(E) その他
(I) 都道府県立 (32校)	11	14	0	6	1
(II) 市立 (17校)	9	4	1	1	2
(III) その他 (0校)	0	0	0	0	0
計 (49校)	20	18	1	7	3

開設49校中、(I)の都道府県立が32校（うち、「女子校」9校）、(II)の市立が17校（うち、「女子校」7校）である。短期大学制度は1950年度より、計149校（国立0校、公立17校、

私立132校)をもって発足したが、最初の公立短期大学17校のうち、旧制女子専門学校を母体とするものが10校に上り、さらにそのうち7校までが、「女子教育刷新要綱」(1945年)などの影響もあって戦後新たに発足した歴史の浅い機関であった点が指摘される¹⁴⁾。これらを母体とする短期大学はほぼ例外なく、人文・家政系を中心とする学科構成をとっており、国立のそれとは異なり公立短期大学は、その初発の段階から「女子教育」の需要に即した機関的な性格を内包していたと指摘することができる。

国・公・私立の短期大学が出揃う翌1951年にも、新たに7校の公立短期大学が開設され、計24校となるが、その由来は、以下の七つに大別される。①単一の旧制専門学校を改組したもの11校、②専門学校と旧制中等学校を統合したもの1校、③新制大学の開設に伴い前身校の専門部・予科を改組したもの2校、④旧制中等学校高等科・専攻科・別科などを改組したもの3校、⑤各種学校を改組したもの1校、⑥新制大学に併設されたもの5校、⑦新設されたもの1校¹⁵⁾。なお、これら24校中、夜間開講課程をもつもの6校、農工その他実業系の学科を編成するもの13校と、勤労者対象の「夜学」と実務的な「職業教育」の機関という国立短期大学と同様の役割期待が公立短期大学にも課せられていたことが窺える。官立の彦根工業専門学校を母体とする滋賀県立短期大学(工業科、他に滋賀県立女子専門学校を母体とする学芸科)のように、戦前の官立学校が戦後、県立に移管された稀有なケースも見受けられる。

また、大阪社会事業短期大学(社会事業科、52年に産業福祉科を増設)は、日本初の社会福祉系大学の一つとして注目すべき存在である。同校はGHQの教導により、厚生省の支援を受けて大阪府が開設した最初の公立短期大学17校のうちの1校である。なお、公短協は、同校の初代学長である四宮恭二の奔走によって1950年に設立されている¹⁶⁾。

ところで、戦前の高等教育、とりわけ女子高等教育をめぐる論点として、「家政学」を大学で教授すべき水準の「学問」として捉えることへの抵抗があったが¹⁷⁾、戦前はアカデミズムの“枠外”に置かれた新領域の「高等教育」が、まず、短期大学で試行的に開設されるといったパターンが戦後高等教育の大きな特徴として挙げられる。大阪・東京の社会事業短期大学に端を発する社会福祉学、私立・女子短期大学の主流の一つとなる保育・幼児教育学、後に国立・公立短期大学の主流の一つとなる医療技術・衛生・看護学、または図書館情報学などがその典型例である。

一方、閉鎖10校中、(i)の四大吸収4校は、神戸市外国語大学・兵庫農科大学・和歌山医科大学・北九州大学にそれぞれ併設されていた短期大学である。(ii)の四大移行2校は、高崎市立・金沢美術工芸の両短期大学であり、前者は実質5年、後者は6年という短い期間で四年制大学に移行した。(iii)その他4校の内訳は、わずか4年で国立に移管された静岡法経短期大学(静岡大学法経短期大学部に移行)、前述の滋賀県立短期大学の農業科として吸収・統合された滋賀県立農業短期大学などの例である。同一設置者による複数の短期大学の“スクラップ・アンド・ビルド”は、国・私立には見られない公立短期大学特有の事象といえる。(iii)の残り2校も、長崎県立女子・長崎県立佐世保商科、両短期大学の合併・統合である(長崎県立短期大学に移行¹⁸⁾)。

なお、この時期盛んになったいわゆる「短期大学問題(その位置づけの曖昧さを批判する産業界等の意見)」について、公短協は関係団体中、最も早く明確な意見表明を行っている。すなわち1954年の中教審答申「大学入学者選考およびこれに関連する事項について」について同協会は、答申に含まれた短期大学の制度恒久化構想を評価しつつ、①名称を「専科大学」

とすること、②目的を「深く専門の学芸を教授研究し、主として職業に必要な知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」とすること、③修業年限2～3年の大学とし、新制高等学校との合併による5～6年の学校とはしないこと、④学校教育法第5章中に節ないし条を起して規定すること、⑤関連法規改正にあたり従来通り大学としての地位を確保すること、などの諸点を主張し、同答申の内容をさらに具体化して、後の専科大学構想を先取りするかのような提言を行っていたのである¹⁹⁾。この主張は、国立短期大学部主事会議の主張とほぼ重なる一方、短期大学の「職業教育機関化」に強く反対し、結果的に専科大学法案を廃案に追い込むことになる日本私立短期大学協会などの主張と見事な好対照をなしている。

(2) 1961～1975年—高度経済成長と公立短期大学

次に、時期区分②の期間、すなわち1961年から75年にかけて開設または閉鎖された公立短期大学について検討する。なお、この間の高等教育政策上のトピックとしては、いわゆる池正勧告と翌年の高等専門学校が発足（1962年）、さらに翌年の中教審「38答申」、同「46答申」と翌年の高等教育懇談会の設置（1972年）などが列挙される。【表1】の通り、この間に開設された公立短期大学は15校（うち、「女子校」4校）、閉鎖は8校（うち、「女子校」1校）である。さらに【表1】の開設パターンを、(A)～(E)に区分したものが【表3】である。

【表3】公立短期大学の開設パターン（1961年～1975年）

	(A) 私立女子校タイプ	(B) 国立実業系タイプ	(C) 国立医療系タイプ	(D) 総合校タイプ	(E) その他
(I) 都道府県立 (13校)	5	4	4	0	0
(II) 市立 (2校)	2	0	0	0	0
(III) その他 (0校)	0	0	0	0	0
計 (15校)	7	4	4	0	0

開設15校中、(I)の都道府県立が13校、(II)の市立はわずか2校である。この15校は押し並べて何らかの実業系学科を有しており、具体的には、保育系6校、医療系4校、農業系2校、工業系2校、語学系1校となっている。この時期、高度経済成長に対応した実務的な職業教育・資格教育の機関としての短期大学の独自性が模索され始めたことが窺える。(II)の2校はともに中国地方に開設された、倉敷市立・福山市立女子の両短期大学である。前者は夜間開講課程のみの保育系単科短期大学であり、後者は私立福山女子短期大学の福山市への移管である。このような私立短期大学の公立移管は現在まで二例あり、もう一例は、私立立川短期大学の東京都への移管である（東京都立立川短期大学）。なお、市立から県立への移管例としては、米沢女子短期大学の米沢市から山形県への移管がある（山形県立米沢女子短期大学）。

一方、閉鎖8校中、(i)の四大吸収1校は、大阪府立大学に併設されていた農業短期大学部改組である。(ii)の四大移行5校は、都留・京都市立音楽・広島女子・下関商業・山口女子の各短期大学である。うち、京都市立音楽短期大学については、京都市立美術大学との合併・統合であり、既設四年制大学への吸収ともとれるが、独立性を強く維持したままの

学部改組であり、名称変更など四年制大学側の変化も大きいことから (ii) への区分が妥当と思われる (京都市立芸術大学に移行)。(iii) その他の2校は、東京都立工業・東京都立航空工業、両短期大学の合併・統合である (東京都立工科短期大学に移行)。

なお、短期大学から四年制大学に移行した、前述の高崎市立 (高崎経済大学)・都留 (都留文科大学)・下関商業 (下関市立大学) の三校をめぐって、この時期、相前後して問題が発生する。すなわち1965年、高崎経済大学では、市の有力者の推薦を受けた地元学生への処遇をめぐって市長と大学側が対立、市長が大学の私立移管を表明するなどして紛糾する。都留文科大学では、新校舎落成の式典をめぐって市長・一部市議と学生との間でトラブルが発生、市長と議会の圧力により教員が免職処分を受ける騒動に発展した。下関市立大学では、市長が市の財政難を理由に大学の私立移管方針を打ち出して騒ぎになった。

これらの事態を受けて、地方自治を所管する自治省は、財政基盤が脆弱な地方中小都市における大学の開設を今後原則認めない方針を打ち出し、1969年、都道府県および政令指定都市以外の地方自治体による大学開設を原則不可とする「公立大学の運営に関する覚書」を文部省と交わすに到る²⁰⁾。この原則は四年制大学にのみ適用されるものではなく、短期大学についても例外ではなかった。短期大学の制度恒久化が実現した1964年以降、経済成長の波に乗って私立短期大学数が急増したのとは対照的に、(Ⅱ)の市立短期大学数が激減した理由がここにある。その後自治省は、大学・短期大学の開設を目指す地方自治体にとって最大の「壁」として立ちはだかることになる。

(3) 1976～1990年—高等教育計画と公立短期大学

続いて、時期区分③の期間、すなわち1976年から90年にかけて開設または閉鎖された公立短期大学について検討する。なお、この間の高等教育政策上のトピックとしては、専修学校の発足 (1976年)、臨教審答申と翌年の大学審議会の設置 (1987年) などが列举される。[表1]の通り、この間に開設された公立短期大学は12校 (うち、「女子校」3校)、閉鎖は5校 (うち、「女子校」1校) である。さらに [表1] の開設パターンを、(A)～(E) に区分したものが [表4] である。

[表4] 公立短期大学の開設パターン (1976年～1990年)

	(A) 私立女子校タイプ	(B) 国立実業系タイプ	(C) 国立医療系タイプ	(D) 総合校タイプ	(E) その他
(Ⅰ) 都道府県立 (7校)	0	0	6	1	0
(Ⅱ) 市立 (4校)	0	2	2	0	0
(Ⅲ) その他 (1校)	1 [1]	0 [2]	0	0	0
計 (12校)	1	2	8	1	0

※表中の [] は「公設民営」の私立短期大学を指し、外数である。

開設12校中、(Ⅰ)の都道府県立が7校、(Ⅱ)の市立が4校である。傾向としては、この時期の国立短期大学と同様、医療系が多数を占め、12校中8校となっている。但し公立短期大学においては、国立のそれとは異なり、もともと少ない医学部併設の形をとるものが2校に過ぎず (うち市立1校)、四年制大学併設の形をとるものが3校 (うち市立1校)、残る4

校は全て独立型の医療系短期大学として開設されている。地域医療を支えるパラ・メディカル人材の不足を補うという機動的なミッションが明確に現れているといえよう。医療技術・衛生・看護学は実習施設が不可欠であること、相対的に多額の費用を要することなどから、他の領域の如く“安易”に私立に頼ることは難しい。パブリック・セクターたる国公立短期大学への役割期待がこの時期、同領域に移行してきたことは、ある種自明のことといえる。

なお、(Ⅲ)に区分された1校は、新見市(岡山県)を中心とする1市4町で結成された広域事務組合が設置者となって開設された新見女子短期大学(看護学科、幼児教育学科)である。また、参考までに(Ⅲ)の外数に区分した3校は、地元自治体の誘致・支援を受けて開設された「公設民営」方式の私立短期大学であり、敦賀・小松・七尾と、全て北陸地方に集中している。北陸地方にはこの時期、「日本型コミュニティ・カレッジ」を標榜する国立高岡短期大学なども開設されており、この地域のローカルな高等教育機関誘致の動きは改めて一考を要するものと思われる。

一方、閉鎖5校中、(i)の四大吸収2校は、大阪府立大学による併設工業短期大学部改組と、大阪社会事業短期大学の吸収・統合である。(ii)の四大移行2校は、東京都立工科・広島農業の両短期大学、残る(iii)の1校は、四年制大学開設に伴う静岡女子短期大学の再改組である(静岡県立大学短期大学部に移行)。

新見女子短期大学は、日本初の広域市町村組合立短期大学として注目を集めた。新見市は当初、独力で市立短期大学開設を目指したが、広域組合立となったのは、自治省との交渉の結果であった。短期大学の課題をジャーナリストの視点から捉えた本多二郎は、「大学の地方分散を唱える文部省や国土庁の方針とは矛盾しているが、官庁間の連絡調整の悪さは今に始まったことではない。多くの地方都市の短大設立計画がこの壁にはね返され、どうやって自治省を説得しようかと頭を抱えているのが現状である」と記している²¹⁾。その後、第2次ベビーブームの到来を間近に控えた1986～92年度高等教育整備計画において、地方における大学・短期大学の開設を進めるため、文部省は公私協力と事務組合方式を提唱、自治省もこれを漸次容認し、今日の競争的「大学改革の時代」の端緒が開かれることになる²²⁾。

(4) 1991～現在—大学構造改革と公立短期大学

最後に、時期区分④の期間、すなわち1991年から現時点までに開設・閉鎖された公立短期大学について検討する。開設は18校(うち、「女子校」1校)、閉鎖は一気に56校に上る。1991年の大学・短期大学設置基準大綱化に始まる一連の高等教育改革は、極言すれば、カリキュラム編成の弾力化などに代表されるいわゆる「設置認行政」の大幅な「規制緩和宣言」であり、以降、一般教養組織の解体、共通・専門教育の統合、教員の学部・学科所属、自己点検・評価など、今日までの“大学改革”に直接繋がる大学内部の大変革もたらされることになる。[表1]の開設パターンを、(A)～(E)に区分したものが[表5]である。

開設18校中、(I)の都道府県立が14校、(II)の市立が4校である。傾向としては、引き続き医療系の数が圧倒的であり、18校中14校を占める。特徴としては、大学医学部併設の形をとるもの5校(うち市立2校)、四年制大学併設の形をとるもの1校、残る8校は独立型の医療系短期大学である(うち市立1校)。

一方、閉鎖56校中、(i)は19校、(ii)は31校、(iii)は6校となっている。ここでも医療系が存在感を示しており、(i)の19校中、既設四年制大学医療系学部へ改組されたもの

[表5] 公立短期大学の開設パターン（1991年～現在）

	(A) 私立女子校タイプ	(B) 国立実業系タイプ	(C) 国立医療系タイプ	(D) 総合校タイプ	(E) その他
(I) 都道府県立 (14校)	3	0	10	1	0
(II) 市立 (4校)	0	0	3	0	1
(III) その他 (0校)	0	0	0	0	0
計 (18校)	3	0	13	1	1

が7校、(ii)の31校中、医療系四年制大学への単独移行を果たしたものが16校である。残る(ii)の15校の内訳は、女子短期大学を母体とする四年制大学移行が7校、実業系短期大学を母体とする四年制大学移行が8校である。また、(iii)の6校中4校は、東京都立立川・東京都立商科、両短期大学の合併・統合（東京都立短期大学に移行）、島根県立島根女子・島根県立看護、両短期大学の合併・統合（島根県立大学短期大学部に移行）である。残る2校のうち、神奈川県立外語短期大学は、神奈川県立「国際言語文化アカデミア」という広義の社会教育機関に衣替えされた。これは継承機関を設けずに高等教育から完全撤退するという文字通りの「閉鎖」といえる²³⁾。いま一つの京都市立看護短期大学は、四年制看護学科の開設を志向する市内私立大学との公私協力を模索した結果、私立看護大学に生まれ変わった²⁴⁾。近年の自治体財政の厳しさ、構造的不況の余波が表出した現象といえよう。

3. 公立短期大学の特質と性格—「短期高等教育」確立への示唆

学校基本調査によれば、公立短期大学の量的ピークは1996年、計63校であった。そして現時点で学生募集中の公立短期大学は計15校、その内訳は、何らかの形で四年制大学に併設の形をとるもの8校、完全に独立の形をとるものは7校である。なお、15校中「女子校」の形態を維持しているものは2校、制度化初年に開設された公立短期大学17校のうち、その雄姿をとどめているのは3校のみとなった。

公立短期大学とは、どのような特質と性格をもつ機関であるのか。成澤榮壽は、「公立短大を含む短大は、暫定的措置として発足し、短絡的に言えば、そのままなし崩し的に恒久化されたこととかかわって、一面から見れば女性の四年制大学への入学、強いては社会的進出、地位の向上の抑圧に加担した負の側面があったことは否定出来ない。ここに明記しておきたい。女性の四大への進学率が短大のそれを上回った。現今、生起している短大の困難性と少なからず、関連をもっている」と、率直な所見を述べている²⁵⁾。国立・私立を含む短期大学の蹉跌もまた、総じてその関連の中にある。

公立短期大学は、初発の段階において「女子教育機関」と「職業教育機関」の双方の顔をもち、地域と時代の要請に応じ、次第に「パラ・メディカル養成機関」としての性格を強めていった。しかし、その役割も医療系短期大学が軒並み四年制大学への“昇格”を果たした現在、弱々しいものとなりつつある。現在、医療系の学科を残す公立短期大学は15校中2校、うち1校は四年制大学に併設する短期大学である。[表6]は、[表2]～[表5]の総計を改めて示したものであるが、公立短期大学の特徴は、①初期は私立短期大学と同じく存立基盤の脆弱さを背景とする「女子教育機関」の色彩が濃く、②中期より国立短期大学と同様「パラ・メディカル養成機関」としての役割が強められた、③地域の事情に即した中堅職業人の

[表6] 公立短期大学の開設パターン（1950年～現在）

	(A) 私立女子校タイプ	(B) 国立実業系タイプ	(C) 国立医療系タイプ	(D) 総合校タイプ	(E) その他
(Ⅰ) 都道府県立	19	18	20	8	1
(Ⅱ) 市立	11	6	6	1	3
(Ⅲ) その他（1校）	1 [1]	0 [2]	0	0	0
計	31	24	26	9	4

※表中の [] は「公設民営」の私立短期大学を指し、外数である。

養成機関、といった見方ができるだろうか。

「短期大学」は今後、どのような在り方を模索すべきなのか。その展望を示すことは容易ではないが、大学の一種であるためのある種の拠りどころでもあった安易な教養主義や、恒久化運動時の私学の主張よろしく「女子教育機関」としての存在意義を強調するのみでは、到底生き残れないことだけは確かである。加えて2019年より発足した新校種である「専門職大学・短期大学」との実質的な相違点がいかに示されるのかといった課題も浮上している。

寺崎昌男は、短期大学教育60周年の記念講演において、高等教育が「Higher Education」、すなわち最大級「Highest」でも原形「High」でもなく、比較級「Higher（＝何かよりも高い、何かに続く）」な「Education（教育）」と呼び慣らされていることを短期大学の受け持つべきポジションと関わって述べている²⁶⁾。従来の短期大学の制度的枠組みを超えた「短期高等教育機関」としての継続教育システムの構築と、「低度の高等教育」ではない「中等後教育」の独自性の確立がますます求められている。

[注]

- 1) 拙稿 (2015) 「初期「短期大学」の成立と展開に関する一考察—関西学院長・神崎驥一と「関西四大学」の動向を中心に」『大学教育学会誌』第37巻第2号 (pp.114-123)、海後宗臣・寺崎昌男 (1969) 『戦後日本の教育改革 (第九巻 大学教育)』東京大学出版会 (pp.189-193)、土持ゲーリー法一 (2006) 『戦後日本の高等教育改革政策—「教養教育」の構築』玉川大学出版部 (pp.267-270)、などを参照。
- 2) 阿部美哉 (1991) 『生涯学習時代の短期高等教育』玉川大学出版部 (pp.59-107)、宇佐見忠雄 (2006) 『現代アメリカのコミュニティ・カレッジ—その実像と変革の軌跡』東信堂 (pp.3-29)、などを参照。
- 3) 拙稿 (2011) 「短期大学制度史研究序説—先行研究に見る課題と展望」『早稲田教育評論』第25巻第1号 (pp.71-87)、同 (2011) 「短期高等教育の国際比較に関する一考察—日・韓・豪の事例を中心に」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』別冊第19巻第1号 (pp.67-79)、などを参照。
- 4) 拙稿 (2012) 「高等継続教育の日本的展開に関する一考察—私立短期大学の消長・変遷過程を中心に」『早稲田教育評論』第26巻第1号 (pp.159-172)、同 (2012) 「高等継続教育の日本的展開に関する一考察—国立短期大学の消長・変遷過程を中心に」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』別冊第19巻第2号 (pp.83-93)、などを参照。
- 5) 内田穰吉・佐野豊編 (1983) 『公立大学—その現状と展望』日本評論社。
- 6) 村田鈴子編 (1994) 『公立大学に関する研究—地域社会志向とユニバーサリズム』多賀出版。
- 7) 高橋寛人 (2009) 『20世紀日本の公立大学—地域はなぜ大学を必要とするか』日本図書センター。
- 8) 吉川卓治 (2010) 『公立大学の誕生』名古屋大学出版会。
- 9) 全国公立短期大学協会編 (1973) 『二十年の軌跡』、同 (1980) 『三十年誌』、同 (1991) 『四十年誌』、同 (2002) 『公立短期大学五十年誌』、同 (2011) 『会報誌 (臨時号) 「公短協」』。
- 10) 全国公立短期大学協会編 (2011) 前掲書 (pp.1-3)。
- 11) 小山静子 (2009) 『戦後教育のジェンダー秩序』勁草書房 (pp.119,129)。
- 12) なお、根拠資料 (文部省・文部科学省『全国短期大学・高等専門学校一覧』) における「分野」の類型が多少異なる。ここでは平成29年度版における類型を基本とし、以下の通り読み替えることとする。人文：文学・宗教／社会：「社会・社会福祉・社会事業」／「法律・商業・経済」／教養：教養／工業：理学・工学／農業：農業／保健：医療技術／家政：家政／教育：教員養成・「保健・体育」／芸術：美術・音楽。
- 13) 天野郁夫・吉本圭一編 (1996) 『学習社会におけるマス高等教育の構造と機能に関する研究』放送教育開発センター研究報告 (第91号)、などを参照。
- 14) 全国公立短期大学協会編 (2002) 前掲書 (pp.5-15)。
- 15) 海後・寺崎 (1969) 前掲書 (pp.204-207)。
- 16) 四宮自身は59年まで9年間、初代会長を務めた。全国公立短期大学協会編 (1973) 前掲書 (pp.5-17)。
- 17) 湯川次義 (2003) 『近代日本の女性と大学教育—教育機会開放をめぐる歴史』不二出版 (pp.620-623)、などを参照。
- 18) なお、『全国短期大学・高等専門学校一覧』には、この時閉鎖された長崎県立女子短期大学と長崎県立佐世保商科短期大学廃止の記事が同じ認可日で記されており、その後複雑な経緯をたどり最終的に1999年以降閉鎖されたはずの「長崎県立短期大学」廃止認可の記事が記載されていない。長崎県立短期大学は1969年、旧佐世保校地を母体とした長崎県立国際経済大学が開設されるにおよんで、長崎校地に残される形となった旧女子短期大学が再び校名を復して存続 (もしくは廃止の後「新設」)、以後1999年、県立長崎シーボルト大学開設に伴い閉鎖されることになる。この場合、表中には、(1) 二つの「長崎県立女子短期大学」廃止認可の記事が記載される、(2) 元来 (合併・統合される前) の長崎県立女子短期大学「名称変更」の過程と最終的な廃止認可日が記載される、以上いずれかの記録がなければならない。同一覧に依拠したと思われる他資料においてもこの矛盾は解消されておらず、引き続き調査を要する。なお、本稿の [表1] の数字は、便宜上同一覧に従ったが、おそらく② (b) 6校ないし④ (b) 31校 (もしくは両方)、(1) が正し

ければ①(A) 33校である。

- 19) 海後・寺崎 (1969) 前掲書 (pp.238-244)。
- 20) 高橋 (2009) 前掲書 (pp.171-199)。
- 21) 本多二郎 (1983) 『素顔の短期大学』 福武書店 (pp.111)。
- 22) 高橋 (2009) 前掲書 (pp.201-240)。
- 23) なお、神奈川県は国際言語文化アカデミアについても、2020年度末で廃止の方向性を示している。
神奈川県web (最終閲覧2019年11月22日)。
[<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ns2/documents/houkousei.pdf>]
- 24) 「京都市立看護短期大学の教育資源の承継に係る基本協定締結式について」
京都市web (最終閲覧2019年11月22日)。
[<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000122700.html>]
- 25) 全国公立短期大学協会編 (2002) 前掲書 (pp.38)。
- 26) 全国公立短期大学協会編 (2011) 前掲書 (pp.13)。

本稿は、令和元年度有明教育芸術短期大学教育研究助成費に採択された研究課題「短期大学の地域連携課題としての多文化・多民族教育と子ども支援」の基礎研究の成果の一部である。